

# 建築物調査員等資格者証の交付等

## 1. 概要

建築物調査員等資格者は、建築基準法第12条に定める一定の要件を満たす建築物、建築設備、防火設備、昇降機の調査・検査・点検を行うことのできる資格者です。

この資格者には、次の4つの種類があります。(建築基準法第12条、建築基準法施行規則第6条の6)

- ① 特定建築物調査員
- ② 建築設備検査員
- ③ 防火設備検査員
- ④ 昇降機等検査員

なお、一級建築士と二級建築士である場合は、建築物調査員等資格者でなくても、建築基準法第12条に定める調査・検査・点検を行うことができます。(建築基準法第12条)

## 2. 資格者証交付のご案内

中国地方整備局建政部では、住民票の住所が中国地方（鳥取、島根、岡山、広島、山口の5県）にある方について、建築物調査員等資格者証の交付等の事務を行っています。

建築物調査員等資格者の**交付申請等の窓口は、中国地方整備局建政部都市・住宅整備課**です。

なお、交付申請に必要な書類については、国土交通省のホームページでご案内していますのでご参照下さい。

【 交付申請について 】 交付申請は郵送又はメール（注）により受け付けます。

（注）メール申請される場合も資格者証返送用の返信用封筒を送付していただく必要があります。

返信用封筒到着前に申請データを受信した場合でも、封筒到着をもって申請書類到着とします。

① 郵送先 中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 建築業務係  
〒730-0013 広島市中区八丁堀2番15号 TEL082-221-9231

② 電子申請 chousainshinsei★cgr.mlit.go.jp

メールアドレス ※上記アドレスの「★」記号は「@」（アットマーク）記号に置き換えてください。

※電子申請で申請データをメール送信されたときは、到着確認のため上記①の連絡先に電話をお願いします。

③ 申請期限 「特定建築物調査員資格者」、「建築設備検査員資格者」、「昇降機等検査員資格者」、「防火設備検査員資格者」の講習修了者による資格者証の**新規交付申請は、講習修了証明書の交付を受けた日から3ヶ月以内に行わなければなりません。**

※建築基準法施行規則第6条の17第3項、第6条の23、第6条の25、第6条の27の規定によります。

新規交付申請時の申請期限は、次のものまで有効とします。

- ・郵送される場合 申請書類が「講習修了証明書に記載された交付年月日3ヶ月後の日以内の日付消印のもの」まで
- ・電子申請の場合 申請書類データを「講習修了証明書に記載された交付年月日3ヶ月後の日までに申請受付メールアドレスで受信したもの」まで

交付申請期限を過ぎた申請書は、返送しますので、ご注意ください。

※交付申請にあたっては、トラブル防止のため、“特定記録”や“簡易書留”による郵送をお勧めします。

※資格者証は比較的折れ曲がりやすい紙であることから、交付申請をされる際は、クリアファイルか厚紙を同封頂けると幸いです。



【申請書様式】 <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/jyutaku/jyutaku14.htm>



【参考：国土交通省関係ページ（資格者証の申請等の手続きについて）】

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000070.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000070.html)

※アドレス（緑色の文字）をクリックして頂きますと、該当ページに移動します。

